

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 砦部浄化センター等維持管理業務
- 2 履 行 期 間 自 令和8年4月1日
至 令和13年3月31日
- 3 業務委託料 ￥●●●●●●●●●●●●●●●●—
【うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●—】
内訳
令和8年度 ￥●●●●●●●●●●●●●●●●—
【うち、消費税及び地方消費税額 ￥●●●●●●●●—】
令和9年度 ￥●●●●●●●●●●●●●●●●—
【うち、消費税及び地方消費税額 ￥●●●●●●●●—】
令和10年度 ￥●●●●●●●●●●●●●●●●—
【うち、消費税及び地方消費税額 ￥●●●●●●●●—】
令和11年度 ￥●●●●●●●●●●●●●●●●—
【うち、消費税及び地方消費税額 ￥●●●●●●●●—】
令和12年度 ￥●●●●●●●●●●●●●●●●—
【うち、消費税及び地方消費税額 ￥●●●●●●●●—】

4 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 住 所 愛媛県伊予郡砦部町宮内1392番地
氏 名 砦部町長 古谷 崇洋

受注者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 受注者は、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

2 発注者はこの契約の目的物を引渡前においても自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはいけな
い。ただし、書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害をうけたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(期限の延長)

第6条 受注者は、その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 受注者の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了する

ことができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は延滞金を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じて年利 3 % の割合を乗じて計算した金額とする。

3 発注者の責に帰する事由により第 10 条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は、同条の支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に対して請求することができる。

（検査及び引渡）

第 9 条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく、当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

（委託料の支払い）

第 10 条 発注者は、受注者から支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

2 前項に定める当該金額は、別表により毎月支払うものとする。

（違約金）

第 11 条 受注者の責に帰すべき事由により、発注者が契約を解除したときは、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

（秘密の保持）

第 12 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（かし担保）

第 13 条 受注者は、第 9 条第 4 項の規定による引渡しの日から起算して 6 カ月（故意又は重大なる過失により生じた場合は 1 年とする。）以内に目的物にかしが発見された場合は、発注者の指定する期限までに修補するものとする。

2 発注者は、前項に規定するかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(契約外の事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別表（第10条第 2 項における月支払額内訳表）

年度	毎月支払額 (うち消費税及び地方消費税の額)
8 年度	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)

年度	毎月支払額 (うち消費税及び地方消費税の額)
9 年度	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)

年度	毎月支払額 (うち消費税及び地方消費税の額)
10年度	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)

年度	毎月支払額 (うち消費税及び地方消費税の額)
11年度	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)

年度	毎月支払額 (うち消費税及び地方消費税の額)
12年度	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)